

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
令和元年度愛媛県県外人材確保促進助成事業実施要領

1 目的

この要領は、愛媛県内の介護人材の確保・定着を図ることを目的として実施する標記事業において、愛媛県内の介護・福祉施設等への就職を検討している県外在住者が、愛媛県内の介護・福祉施設等へ就職する際に行う就職活動に要した交通費を助成するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

「就職活動」とは、愛媛県内の介護・福祉施設等での採用試験及び面接、就職相談会等への参加をいう。

3 対象

対象は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県外在住者で愛媛県内の介護・福祉施設等へ就職を希望していること（県外の介護福祉士等の養成校を卒業予定している者又は、県外からの移住希望者）
- (2) 就職活動に要した交通費に対し、本事業外の補助金・助成金等の交付を受けていないこと
- (3) 当該年度に本助成金の交付を受けていないこと

4 対象期間

平成31年4月1日～令和2年2月29日

5 対象経費

愛媛県内の介護・福祉施設等への就職活動を行った際の、往復の交通費（宿泊費は含まない）とする。

6 交付額及び上限額

- (1) 交付額の算出方法は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）旅費規程に準じて策定した、都道府県別交通費一覧表（別表）のとおりとする。算出した際に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 申請者1人あたり20,000円を上限額とする。

7 募集人数等

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則、先着順で受け付けるものとする。

8 申請方法

経費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、速やかに交付申請書（様式1）に必要な事項を記入し、本会まで郵送にて提出する。交付申請書の提出期限は、令和2年2月29日までとする。

9 交付決定等

- (1) 本会会長は、提出された交付申請書を審査し適当と認めるときは、交付決定通知書（様式2）により申請者に通知する。また、適当でないと認めるときは、不承認通知書（様式3）により申請者に通知する。

- (2) 交付決定後に申請項目の変更があった場合は、変更申請書（様式5）を提出する。
- (3) 要件を満たさなくなった場合は、申請取下書（様式6）を提出し、本会会長が交付決取消通知書（様式7）により通知する。

10 交付方法

- (1) 申請者は、就職活動終了後、請求兼書報告書（様式4）に必要事項を記入し、本会まで郵送で提出をする。請求書等提出期限は、令和2年3月13日までとする。
- (2) 本会会長は、請求兼書報告書（様式4）を確認の後、申請者が指定する金融機関の口座へ交付決定額を送金し、送金通知書（様式8）にて通知する。

11 交付決定の取消等

本会会長は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることができる。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

12 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

13 その他

この要領に規定するもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

【提出・問合せ先】

愛媛県福祉人材センター

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398

メール jinzai@ehime-shakyo.or.jp